

定期積金（スーパー積金）

| | |
|---|---|
| 商 品 名 | 定期積金（スーパー積金） |
| 販売対象 | ・ 個人、法人等 |
| 期 間 | ・ 6 ヶ月以上 7 年以内 |
| 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期または指定回数（6 回～8 4 回）にわたり掛金の払込ができます。 ・ 1 0 0 円以上 ・ 1 0 0 円単位 |
| 払戻方法 | ・ 満期日以降に一括してお支払いします。 |
| 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後の利息は、払出日または満期日の普通預金利率によって計算します。 ・ 給付補填金は満期日以後に、一括支払いします。 ・ 給付補填金は、付利単位を 1 円とし、契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて算出します。 |
| 税 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人は、分離課税（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人：総合課税 |

| | |
|-------------------|---|
| 手数料 | ・なし |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のは、総合口座の担保とすることができます。但し、貸越限度額は5百万円です。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.7%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による払込が可能です。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息を、この積金の掛金残高相当額とともに支払いします。 |
| 金利情報の入手方法 | ・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部(9時～17時、電話：0763-22-2200)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地(一部地域を除く)のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| その他参考 となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) |